

法人なかま

2025.December

12

No.598

- 01 研修カレンダー
税の暦
- 03 法人会からのお知らせ
メールアドレスご登録のお願い
- 04 法人会からのお知らせ
マイページ（会員情報）
利用開始のご案内
- 05 INFORMATION
令和7年度 納税表彰
- 06 税に関する絵はがきコンクール
- 07 INFORMATION
新年賀詞交歓会
- 08 経営勉強会
- 09 神田わが街
株式会社グッド
代表取締役社長 葛西 充 氏
- 11 法人会の新入社員・若手社員研修
- 12 税務署からのお知らせ
年末調整手続の電子化で
業務の効率化
- 13 食いしん坊手帖
笹巻けぬきすし総本店
- 15 コラム
経営者のための法律相談
- 16 コラム
帝国データバンクがお送りする
シリーズ「日本の動向」
- 17 コラム
フリーランライター 藤木 順平



公益社団法人 神田法人会

神田法人会

検索

<https://kanda-hojinkai.com/>

研修カレンダー

研修カレンダー

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

12月

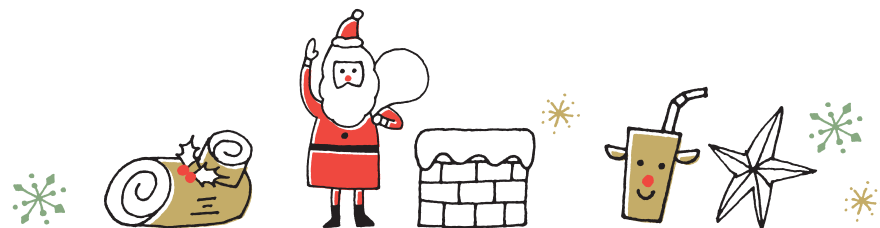
12月

12月

12月

税の暦

12月の税務



●12月10日

- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(6月～11月分)の納付

●本年最後の給与の支払を受ける日の前日

- 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
提出先：給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

●本年最後の給与の支払をするとき

- 給与所得の年末調整

●翌年1月5日

- 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地

方消費税〉

- 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉

●12月中において市町村の条例で定める日

- 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付

申告納税は



公益社団法人 神田法人会



メールアドレス登録 お願いします！



メールアドレス登録のメリット

- 当会主催の「**税務講習**」「**講演会**」「**お得なイベント**」の案内がメールで届くようになります。参加申込もリンクのフォームから簡単に行うことができます！
- **マイページ**の利用と合わせると、会や会員同士での交流がより向上します（詳しくは右頁を参考）！

※将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、各種お知らせの効率化と紙削減につながり、SDGsの取り組みに貢献することになります。

登録は簡単！

スマートフォンからのご登録

右記の二次元コードからアクセスし、
入力フォームから
ご登録ください



登録URL
<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>

ホームページからのご登録

神田法人会ホームペー
ジのバナーからアクセスし、
入力フォームから
ご登録ください

ココを
クリック



FAXでのご登録

本誌同梱の宛名台紙下段の「法人データ変更届け出書」にご記入の上、FAXでご返送ください

※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願いいたします
(例：0（ゼロ）とo（オー）、1（イチ）とl（エル）、h（エイチ）とn（エヌ）、ー（ハイフン）と_（アンダーバー）等

記入例

オーアンダーバー イチゼロナ エルハイフン
o_ sato 107 @ l- kanda.co.jp

宛名



ご注意事項

- ドメイン (kanda-hojinkai.com) 受信拒否設定解除をお願いいたします。
- メールアドレス転記ミス为了避免のため、できるだけスマートフォン、ホームページからの登録をお願いいたします。

◆取得したメールアドレスの取り扱いについて◆

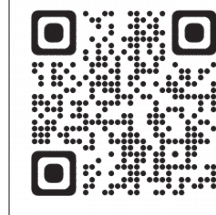
- ・登録いただいたメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- ・また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- ・各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

マイページ（会員情報） 利用開始のご案内

神田法人会ホームページで、2024年2月よりマイページ(会員情報)の運用が開始されました。マイページとは、会員が個々にカスタマイズした内容を提供出来るWEBサイト上の会員向け専用ページのことです。会員間の交流、会員企業検索、閲覧、お知らせなど将来的には新しい機能をさらに追加する予定でございます。右記の二次元バーコードを読み取って頂き、会員の情報確認ならびに企業情報の追加やアイコン・画面の更新にご協力をよろしくお願い致します。



マイページサンプル



マイページ



メールアドレス登録フォーム

ご利用頂くメリット

- 神田法人会より配信される情報コンテンツを豊富に掲載！
- 会員間の交流が図れ、自社商品やサービスの紹介、及び業務内容の検索が可能！
- スマホからも会員情報の確認や変更、各種イベント・セミナー、その他コンテンツの閲覧が可能！
- 各部会や委員会など、グループ単位でのコミュニケーションが可能！

ご利用条件

メールアドレスの登録が必須となります。

事前に事務局へ申請いただくか、以下フォームよりご登録ください。

フォーム <https://bit.ly/48fznxG>

運用開始

2024年2月1日

ログイン方法

① 下記URLへアクセス

<https://kanda-hojinkai.com/mypage/>

② マイページへログイン

上段：会員番号またはメールアドレス

下段：パスワード

ログイン後、パスワードは各自必ず変更をお願いします。

アドレス登録申請を頂きましてから
ご利用が可能になるまでに
概ね1週間程度お時間を頂いております。

会員番号変更のお知らせ

マイページ（会員情報）運用開始に伴い、皆様の会員番号が変更となりました。ハイフン前の3桁の数字はなくなり、ハイフン以下の既存番号の冒頭に1がつきます。

(例) 【旧会員番号】 **012** - 012345 ⇒ 【新会員番号】 **1** 012345

なくなります

1 がつきます

新会員番号は、本誌の宛名ラベルの右下に記載されておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後もより便利にご利用頂けるよう、新しい機能を順次追加する予定です。
是非、ご登録をお願いします。

令和7年度 納税表彰

令和7年度にて当会関係者より表彰された方を
以下の通りご紹介いたします。

(順不同 敬称略)

国税庁長官表彰

藤 井 隆 太 (代表理事)

東京国税局長表彰

平 野 恵 一 (業務執行理事)

東京都千代田都税事務所長感謝状

三 橋 千 晴 (業務執行理事)

神田税務署長表彰

佐 野 雄 亮 (青年部会副部会長)

堀 田 昌 彦 (厚生委員)

溝 本 智 之 (第75支部長)

鈴 木 一 雄 (第57支部長)

敦 賀 浩 明 (理事)

神田税務署長感謝状

黒 澤 京 子 (女性部会副部会長)

會 田 雄 輝 (青年部会副部会長)

渡 邊 学 (青年部会副部会長)

中 原 裕 斗 (事務局長)

※() 内は役職名

受彰された皆様

改めておめでとうございます。



INFORMATION

新年賀詞交歓会

新年の恒例行事となります「新年賀詞交歓会」を下記のとおり開催いたします。
当日は神田税務署長をはじめ幹部署員の他、ご来賓をお迎えしての催しとなりますので
奮ってご参加賜りますようご案内を申し上げます。

余興は木遣りを
予定!!

日時 令和8年1月22日(木) 午後5時30分開会

会場 神田明神 明神会館
千代田区外神田2-16-2 TEL. 03-6384-0477

会費 お一人様6,600円(税込)
口座:三菱UFJ銀行神保町支店(普)1933858
名義:公益社団法人 神田法人会
(振込手数料は各自ご負担ください。)
会費の入金は1月13日(火)までをお願いします。

申込期日 令和8年1月13日(火)まで

申込方法 神田法人会HPより事前申込制になります
HPからのお申込みが難しい場合のみ、下記の参加申込用紙にてFAXでお申込みください



お申込みはこちらからでもできます!▶

step 1

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

一覧の中にある
「新年賀詞交歓会」を
選択

step 3

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力し
お申込

step 4

自動返信の
メールが届けば
お申込完了となります

FAXでのお申込みはこちら

FAX. 03-3294-2500

公益社団法人 神田法人会「令和8年新年賀詞交歓会」参加申込書			
法人名			
TEL		FAX	
参加者ご芳名(全員フルネームでご記入ください)			

会場開催

主催:公益社団法人 神田法人会 事業研修委員会

令和7年度

経営勉強会



「伝統と革新の酒蔵見学バスツアー ～日本酒とウナギの饗宴～」

神田にて400年の歴史を誇る豊島屋本店様のご厚意により、神田法人会向け特別酒蔵見学ツアーを開催いたします。蔵人によるご案内のもと、酒蔵(豊島屋酒造)見学と試飲会を実施。蔵元ならではの希少な銘酒もご提供いただきます。見学後は、鰻の名店 草門去来荘 東村山店にて、通常11,000円の鰻懷石コースをご堪能いただけます。

神田発着のバスツアーで、移動も快適。さらに希望者によるアフター懇親会も予定しております(会費別)。この豪華な企画を会費9,000円(税込)でご参加いただけます。ぜひこの機会にご参加ください!



日時 令和8年2月25日(水) 午前10時集合・出発

定員 30名(先着順)
定員になり次第締め切らせていただきます。
定員外になられた場合はその旨ご連絡いたします。

会費 お一人様9,000円(税込・飲食込み)
※昼食時は、瓶ビールでの乾杯のみが会費に含まれ、それ以外のドリンクは自費となります。
口座:三菱UFJ銀行神保町支店(普)1933858
名義:公益社団法人 神田法人会
(振込手数料は各自ご負担ください。)
会費の入金は2月16日(月)までをお願いします。

申込期日 2月13日(金)まで

申込方法 神田法人会HPより事前申込制になります
HPからのお申込みが難しい場合のみ、下記の参加申込用紙にてFAXでお申込みください

お申込みはこちらからでもできます!▶



step 1

神田法人会HP 事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

一覧の中にある
「経営勉強会」を選択

step 3

案内ページ下部のお申込フォームより
必要事項を入力しお申込

step 4

自動返信のメールが届けば
お申込完了となります

FAXでのお申込みはこちら

FAX. 03-3294-2500

公益社団法人 神田法人会「経営勉強会」参加申込書			
法人名			
TEL		FAX	
参加者ご芳名(全員フルネームでご記入ください)			

Real Estate Agency Good

Tel 03-3256-0918

会員企業訪問シリーズ

神田 わが街

第 33 回

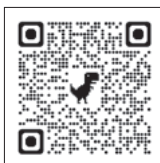
株式会社グッド

設立は1972年。売買・賃貸仲介、賃貸管理から資産活用・企画、コーポラティブハウス支援まで、“顔の見える関係”を軸にした地域密着の不動産運営を行う。千桜小学校跡地の再開発「アルファグランデ千桜タワー」に拠点を置く。「管理は自転車で駆けつけられる範囲」という方針のもと、相続・近隣調整など暮らしの相談に即応する“まちの相談所”として機能する。地域コミュニティを生かす運営と、現場対応力に定評があり、NPOや町会との連携で神田らしい住まい方・働き方を支える。

企業データ

●東京都千代田区神田東松町25
TEL 03-3256-0918

2025年12月現在



店舗前に立つ代表の葛西さん。後ろには、江戸の町火消「よ組」の纏が掲げられている。不動産会社としての顔と、地域の“火消役”としての矜持がここにある

変わりゆく神田で、 変わらないものを守る

坂本龍馬も通った由緒ある地

秋葉原と神田のほぼ中間点、再開発の進むビル街の一角に、今もその名が残るのが神田東松下町である。明治2年、旧松下町や武家屋敷跡を整理してこの町が誕生した。江戸時代、この地には「お玉が池」と呼ばれる池があり、桜の名所として知られた。幕末には剣豪・千葉周作がこの地に道場「玄武館」を開き、北辰一刀流を興した。周作は理にかなう剣理を説き、江戸三大道場のひとつとして名声を博した。門弟は3,000人を超え、弟・定吉は近くの桶町に分館を設け、坂本龍馬もその門に学んだ。またこの界限では儒学も盛んで、学問と武芸が交わる知の街として栄えた。明治15年には千桜小学校が設立され、近代教育の広がりを支えた。当地で不動産会社グッドを経営する葛西充さんは、この由緒ある小学校に学んだ。「千桜小学校は大変歴史のある学校でしたが、神田小学校、永田町小学校と統合

することになり、平成5年3月に112年の歴史に終止符を打ちました。寂しくないといえばウソになりますが、これも時代の流れですね」と葛西さんは往時を懐かしむ。葛西家は祖父の代からこの町に根を張ってきた。3人兄弟の次男として育った葛西さんは、兄の後を追うように中央大学附属高校から中央大学法学部へ進み、大学3年生のときに宅地建物取引主任者（当時）を取得した。自宅は3階建てで、1階では母が中華料理店「神田飯店」を切り盛りしていた。昼時だけ開ける店は評判で、25席の店内はいつも活気が満ちていた。葛西さんは卒業後、母の店を手伝いながら司法書士試験に挑み、昭和60年、25歳で2度目の受験に合格。だが、この合格通知が届く直前、何気ない気持ちで参加した司法試験セミナーの内容がとても面白く、司法試験の沼に足を踏み入れてしまう。その後は昼は神田飯店、夜は研究室という生活を10年続けることにな



千桜小学校跡地に建つ「アルファグランデ千桜タワー」。かつて子どもたちの声が響いた場所で、今は新しい暮らしと地域の営みが続いている。ここに、グッドの事務所も入る

る。仲間たちが次々に合格していくなか、自身は最後まで壁を越えられなかったが、そこで得た粘りと縁は今も血肉になっているという。店にはアルバイトとして受験仲間が入れ替わり立ち替わり働き、やがて「日本でいちばん司法試験合格者を輩出するラーメン屋」と冗談めかして呼ばれるほどになった。

自転車で行ける範囲を守る

一方で、自宅の2階では父が宅地建物取引の免許を取得して不動産の“真似事”のようなことをしていた。やがてバブルがふくらみ、はじけた。その過程で、近所の商店は次々と看板を下ろし、街から活気が失われていった。神田飯店を切り盛りする母も還暦をとうに過ぎていた。そこで葛西さんは、長い受験生活に区切りをつけ、不動産屋を開業することを家族に提案する。体力的な衰えを感じていた母も大いに賛成してくれ、神田飯店の跡を改装して父の不動産会社「グッド」の店舗にした。葛西さんの司法書士として培った法律実務の確かさと、地元の顔と地図が頭に入っていることが、大きな武器になった。開業当初、管理物件はほとんどなく、頼まれるのは事務所や駐車場の仲介が中心だった。葛西さんは自転車で現場をぐるぐる回り、空き地の所有者を一人ひとり訪ね歩いた。地元の人に話が通れば、別の案件を紹介してもらえる。そうして糸が1本、また1本とつながっていった。今も方針は変わらない。きちんと管理できるのは「何かあったら自転車で行ける範囲」。電話が鳴れば、まずは顔を出す。

顔を合わせて話を聞き、困りごとにはすぐ動く。それがこの町で信用を積み重ねるいちばん確かな方法だ。神田界限では「良い空き」はめったに出ない。出ればすぐに動く。賃貸でも同じだという。残っているのは老朽化した雑居ビルや、事務所仕様の古いマンションが多い。近年、一般の人から「このあたりで買える物件はないか」とたずねられることが増えた。ネットで調べられる情報には限界があることが知られてきたからだろうか。それを裏付けるように、街の不動産屋の数自体は意外にも増えているという。葛西さんは全日本不動産協会東京都本部の理事、千代田支部の副支部長も務め、新規入会希望の不動産会社の適格性をチェックしている。「最近2〜3割が中国系の会社です。ルールを守り、地域に根ざす意識があるなら、国籍は関係ありません」と静かに語る。

東松下町の景色は大きく変わった。葛西さんの会社が入る「アルファグランデ千桜タワー」は、かつて自ら通った千桜小学校の跡地の再開発で生まれた建物だ。計画当初は昭和通りまでの街区全体を「法定再開発」で税金を投入して実施する構想だった。しかし、紆余曲折を経て規模を縮小した「共同建替え」の手法で開発することになった。ちなみに、法定再開発なら概ね8割の地権者の同意で進められるが、共同建替えは地権者全員の賛同が不可欠になるという。その調整役を担ったのが、途中から協議会の会長となった葛西さんだった。千代田区、開発協同事業者のスーパースター、そして地権者と粘り強く話し合いを続け、最終的に区営住宅と民間の高層住宅棟を併設する形となり、25階建ての複合マンションが2018年に竣工した。3〜7階は賃貸フロアで、空室情報は開発業者のサイトにしか出さず、他社が斡旋できない仕組みになっている。旧住民は区分所有者として戻り、追加の分譲も瞬く間に完売した。「景色は変わっても、人の帰る場所がここにある」。その実感は、葛西さんの仕事の根に深く残った。

地域の町火消になる

「住み続けたいのに、それが難しい人がある」。20年前、葛西さんは地元の仲間とNPOを立ち上げ、住民主体の再生に取り組み始めた。核となるのは「コーポラティ

ブ方式」である。住み手が集まり建設組合をつくり、組合が事業主体となって設計や施工者を自ら選ぶ。分譲の既製品では届かない希望を、透明な費用構造で形にできる。建てる過程で何度も顔を合わせるから、入居前からコミュニティが芽吹く。既存の集合住宅の建て替え・再生の支援、町会の催しや地域の学びの場への関与も重ね、神田エリアではすでに数棟が建っている。

店の入口には、江戸の町火消「よ組」の纏が飾られている。昔、火事があれば纏を掲げて現場に駆けつけた。今、電話が鳴れば自転車で現場へ飛ぶ。相続の揉めごと、漏水も、騒音も、まずは走って顔を出す。「地域の火消」であることが、葛西さんの信条だ。最近、その背中を見て育った25歳の娘が、計らずも不動産の世界に足を踏み入れた。

「望むなら、この町の空気を引き継いでほしいですね」と葛西さんは目を細める。開業30年。これからのことはまだ決めていない。だから、今日も走り続ける。

レポート◎山根和明（広報委員会）

株式会社グッド

代表取締役社長

葛西 充（かさいみつる）

1960年4月 東京都千代田区生まれ
1983年3月 中央大学法学部卒業
1996年4月 株式会社グッド専務取締役就任
2005年3月 同社代表取締役就任
神田法人会理事 第11地区長 組織委員会副委員長
全日本不動産協会東京都本部理事
神田東松下町町会長



令和8年度

法人会の新入社員・若手社員研修 ～社会人基礎力向上で実践力を磨く2日間～



上司・先輩やお客様から、「仕事を任せたい」、「一緒に仕事がしたい」と 思ってもらえる新入社員・若手社員を育てる！

「仕事を任せたい」「一緒に仕事がしたい」「指導してあげたい」と思ってもらえるような新入社員・若手社員を送り出すべく、2日間を通して意識改革と行動変容を促します。学生から社会人に移行する際の環境変化や社会人としての更なるステップアップに適応し、スムーズに一步を踏み出せるよう、社会人として基本的な心構え、ビジネスマナー、仕事の進め方の基本姿勢を実践レベルで習得します。「わかった」で終わらせないために、随時ワークで実践の場を設け、「できるようになった」を目指します。講義はシンプルに、ディスカッション、ケースワーク、ミニロールプレイ等々、皆さん自身で考えてチャレンジすることにより多くの時間を割きます。

目指す姿

上司・先輩やお客様から、「仕事を任せたい」、
「一緒に仕事がしたい」と思ってもらえる人になる！
自ら進んで……

- ・気持ちの良い挨拶ができる
- ・お礼や感謝の気持ちを伝えることができる
- ・時間厳守で行動できる
- ・話をよく聴き反応を返すことができる
- ・分からないことは質問できる
- ・聞かれる前に、進捗報告や相談ができる
- ・間違いを恐れず発言できる
- ・メンバーと協力できる

1日目プログラム

【社会人としてのビジネスマナー】

- ・なぜビジネスマナーを学ぶのか？
- ・自分の印象を管理する
 - －表情、身だしなみ、アイコンタクト
- ・非言語コミュニケーションの重要性
- ・ビジネス基本動作とマインド
 - －基本姿勢、挨拶、名刺交換
- ・ビジネスでの話し方、言葉遣い
 - －敬語、クッション用語
 - －電話応対
 - －メール、文書の基本
- 【実践ロールプレイ】
- ・訪問来客のマナー
- ・ビジネス場面で信頼感を与える挨拶
- 【1日目のまとめ】
- ・気づきの整理

2日目プログラム

【社会人としての意識を言語化する】

- ・社会人らしい行動、社会人らしくない行動
- ・社会人に求められる心構え
- ・6つのビジネス意識、PDCA
- 【職場のコミュニケーション】
- ・組織における自身の役割理解
- ・指示の受け方と心構え
- ・報告、連絡、相談の重要性
- 【仕事を進めていくための基本姿勢】
- ・体験実習
- ・振り返り
- ・学びの整理
- 【2日間のまとめ】
- ・研修の整理／アクションプラン
- ・1年後の「自分への手紙」
- ・決意表明

研修のねらい

- 1 社会人に求められる心構えと、ビジネス意識を身につける
- 2 社会人として信頼されるビジネスマナーの必要性を理解し、基本動作を習得する
- 3 コミュニケーションのあり方、指示の受け方、報告・相談のポイントを学ぶ
- 4 仕事におけるチームワークの重要性を理解する
- 5 主体性を発揮しながら仕事を進めていくための基本姿勢・マインドを醸成する

参加者の声

・研修を受け、何度も練習したことにより自信を持って行動
することができる。特に電話対応は大きく改善することが
できた。
・ビジネスマナーの実践やロールプレイ、グループワーク等
を通じて求められる社会人を明確にイメージできた。

フォローのお願い

職場の上司や人事担当者からも継続的にフォローいただけるよう、研修後、「今後の目標とアクションプランシート」、「1年後の自分への手紙」を会社へ提出するようお願いしています。
また、参加いただいた皆様全体に対して、および職場の方に向けた講師所感もお出ししています。職場での育成にぜひご活用ください。



お申込みはこちらからできます！▶

日 時	令和8年4月2日(木)～3日(金)【2日間コース】 午前9時30分～午後5時まで(受付は午前9時から)
会 場	神田法人会2階セミナールーム
講 師	株式会社日本ODコンサルタンツ 教育トレーナー
会 費	会員 15,400円/人(税込) 非会員 19,800円/人(税込)

下記お振込先へ3月末までにお振込をお願い致します。
三菱UFJ銀行神保町支店
普通預金 店番 013 口座番号 1933858
口座名 公益社団法人神田法人会
※振込手数料は各自ご負担ください。

定 員	60名様まで
申込期日	3月9日(月)まで
申込方法	神田法人会HPより事前申込制になります

step 1

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

一覧の中にある
「法人会の
新入社員研修」を選択

step 3

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力しお申込

step 4

自動返信の
メールが届けば
お申込完了となります

お申込に関する注意事項 (必ずご一読ください)

■お申込に関して

- ①お申込代表者様(人事ご担当者様等)が取りまとめの上お申込ください。
- ②人数の変更・キャンセルについては申込締切日までにご連絡をお願い致します。

■受講料に関して

- ①本研修は2日間のセット料金になりますので、どちらか1日のみの参加の場合でも表記金額通りの請求となります。
- ②インボイスについては領収書にて対応をさせていただきます。

税務署からのお知らせ

いいね!! e-年調
イー ネン チョウ

年末調整手続の電子化で業務の効率化

年末調整手続の電子化とは・・・

1. 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
2. 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットやQ&Aは、こちらをご覧ください。



国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を無償で提供しています。



年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

従業員による3ステップ



※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体(保険会社等)から取得してください。
なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。



※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。



令和版

食いしん坊手帖

Vol.33

下町情緒と新しいスポットが混ざり合った江戸下町「神田」の
一度は行ってみたい美味しいお店をご紹介します。



お茶請け感覚で店内で賞味できる3個入り（826円）。左からかんぴょう巻き（のり巻き）、おぼろ、玉子

笹が包む三百年の“粋” 今に息づく、江戸の寿司

レポート◎山根和明（広報委員会）



風情ある店先。
300年を超えて受け継がれる暖簾が迎える

笹巻けぬきすし総本店

東京都千代田区神田小川町2-12
電話：03-3291-2570
●営業時間：10:00～18:30
●定休日：日曜・祝日
●席数：テーブル3卓（店内で折詰を飲食可）
●その他：季節限定の丼ランチあり
（11:30～、丼ランチはなくなり次第終了）



塩と酢でしっかりと締められたマダイ。凛とした酸味の奥に、旨みと余韻が広がる

けぬきすしのルーツ

早いもので、今年も師走だ。年末年始にかけてよくテレビで放送される時代劇といえば、「忠臣蔵」である。元禄15年(1702年)12月、赤穂浪士が吉良邸に討ち入り、主君の仇を討った。深夜、雪の中で決行されたこの出来事は、300年以上経った今も語り継がれている。そしてこの年に江戸で生まれ、今でも食べ継がれている寿司が笹巻けぬきすしである。「元々は昌平橋の辺りにあったようです。今のこの場所に移ったのは関東大震災の後です」と話すのは12代目である宇田川洋子さん。この一風変わった寿司には、戦国期の兵糧の知恵が息づいている。戦場では、炊いた米を殺菌作用のある笹で包み、携帯食として持ち運んだ。その故事を手がかりに、初代・松崎嘉衛門が寿司に応用したのが始まりとされる。嘉衛門は酢と塩でしっかりと締めた魚を笹で巻く“笹巻鮓”を考案した。冷蔵技術のない時代、傷みやすい魚を少しでも長く、そして安全に美味しく味わうための工夫だった。やがてその味

は評判を呼び、武家屋敷にも広がる。武家の上客が来店した際、職人が魚の小骨を毛抜きで丁寧に抜いて仕立てる姿を見て、「面白きことよ」と褒め称えたという逸話が残る。この毛抜きの仕事の人々の記憶に残り、笹巻鮓は笹巻毛抜鮓と呼ばれるようになった。当時の絵草紙には、御殿勤めの人々が宿下りの土産として笹巻毛抜鮓を携える姿が描かれている。人形町「松が鮓」、両国「与兵衛」とともに江戸三鮓と呼ばれ、江戸名物として親しまれた。明治・大正と暖簾分けで店は都内に広がったそうだが、時代を経て、いま暖簾を守るのは神田小川町のこの店1軒のみ。300年以上、手仕事と志は1本の線のように続いている。



かんぴょう巻きも主役級の存在感

世界一クールな街に選出

英国の都市情報メディア『Time Out』が9月に公表した「世界で最もクールな街 2025」で、神田・神保町が第1位に選ばれた。古書店だけでなく、老舗の飲食店、インディー系書店、個性的なカフェが集まり、文化と暮らしが自然に交わる街として評価されたのだ。この世界一クールな街を舞台にした小説「古本食堂」（原田ひ香著）は、神保町の古書店を舞台に、本と食、そして人の縁が織り重なる物語だ。物語の中には、欧風カレーの名店「ボンディ」や中華の老舗「揚子江菜館」、当コーナーでも紹介した「ブックハウスカフェ」などが実名で登場する。そして手土産として登場するのが「笹巻けぬきすし」。「かんぴょう巻きはぎゅっと巻かれていて、でも、固すぎず、柔らかすぎず。寿司飯とかんぴょうがしっくりなじんで、醤油なんてなくても十分おいしかった。たぶん、寿司飯に塩味がしっかりついていたのだろう。決して濃すぎない味で、とてもとてもおいしかった。（中略）玉子焼きの味は甘くない。塩味の玉子焼きがしっかりした味付けの寿司飯をくるんでいる。これまた、そのまま食べてもとてもおいしい。」（「古本食堂」より抜粋）6つの物語それぞれに実在の飲食店が登場する中で、第1話に据えられているのが笹巻けぬきすしだ。描写も長く、著者の思い入れが伝わってくる。

江戸の粋が詰まった老舗店

開店は午前10時。店内にはテーブルが3卓。11時半からは平日限定の丼ランチが出るが、なくなれば終了。あくまで基本は折



塩だけで味を整えた玉子焼き。甘さを抑え、酢の利いたシャリと相性抜群



10個の握りが整然と並ぶ折詰。笹を開いて初めて中身がわかる楽しさがある



こじんまりとした店内。
タイミングが合えば夕方まで営業していることも



折詰は5個入りから30個入りまで多彩に揃う。
手土産にも喜ばれる逸品

詰のテイクアウトで、店内で折を開いて楽しむこともできる。折詰は5個入り（1,516円）から100個入り（30,639円）まで揃い、用途もさまざまだ。今回は10個（2,975円）をいただいた。10個入りでちょうど米1合分だそう。青い熊笹に包まれ、折箱に整然と収まる姿は、華やかではないが上品で、気持ちが引き締まる。笹に巻かれているのでパッと見では中身がわからない。笹の下から出てきたのはマダイ、コハダ、エビ、玉子、かんぴょう、おぼろ。まずコハダから。口に入れた瞬間、シャリの酸味がはっきり立つ。塩味が充分についているので醤油はいらない。魚は基本的に塩漬けで1晩寝かせ、その後3～4日酢締めにするという。「保存の知恵」から生まれた味だと実感する。マダイも締まりがよく、酢の深みと魚の旨みが重なる。普通の握り寿司に比べて、シャリがぎっしり詰まっている印象を受ける。噛むほどに米の甘みがにじむ。「それでも以前に比べれば大分優しくなったようですよ。冷蔵庫が一般的ではなかった戦前はもっと塩っぱかったそうです」と宇田川さん。玉子と、かんぴょう巻き（のり巻き）。ふつうの江戸前寿司なら脇役だが、ここでは違う。どちらも、しっかり主役を張れる。玉子は何といっても甘くない。これがまた、酢の利いたシャリとよく合う。やはり、砂糖が貴重品だった江戸時代の名残なのだろうか。かんぴょう巻きも、甘ったるさが全くない。むしろ、シャリの塩味と海苔の風味を引き立たせている。酒が欲しくなる。この玉子、のり巻き、おぼろの3個セットを、店の中で味わうことができる。「どこかの大学教授が、午後に本を読みながらこの3つだけを食べたいということで、メニューにしてみました」と宇田川さん。ちょっとしたお茶請けにしていく常連もいるらしい。わかる気がする。年々、店を訪れる外国人も増えているという。「塩っぱくて食べられないから止めたほうがいいですよと最初に言ってあげるんです」と朗らかに笑う宇田川さん。折詰の寿司のように江戸の「粋」がぎゅっと詰まった老舗店であつた。

R7.12 社員の副業・兼業をめぐる法的トラブルと対応指針

第1 はじめに

「副業・兼業解禁」が政府方針として進む中、中小企業でも副業を認める流れが広がっています。職業選択の自由や、労働時間以外の時間を労働者がどのように使うかは原則自由であること等から、国は「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定し、原則副業・兼業を認める方向で検討することが適当であるとのメッセージを送っています。

しかし、制度を整えずに容認した結果、思わぬトラブルに発展するケースも少なくありません。副業を「自由」として放任するのではなく、「ルールある自由」として管理する視点が求められています。

第2 副業・兼業をめぐる代表的な問題

1 競業避止義務違反

社員が勤務先と同じ市場で事業を行い、勤務先の利益を侵害する行為を指します。例えば、自社と同業種の企業で働いたり、取引先や顧客を副業先に誘引したりするケースが典型です。社員が「副業だから自由だ」と誤解して行動しても、雇用契約上の誠実義務・信義則（労働契約法第3条第4項）に反すると判断されることもあります。

2 情報漏えい

労働者は、労働契約の存続中は、その付随的義務の一種として、使用者の営業上の秘密を保持すべき義務を負っています（労働契約法第3条第4項等）。また、副業先で自社の機密情報や営業ノウハウを利用することは、不正競争防止法違反に該当するおそれもあります。副業を認める際には、秘密保持義務の範囲を改めて明確化しておくことが欠かせません。

3 労働時間の通算

複数の企業で雇用契約を結んでいる場合、労働基準法上の「労働時間」は合算して判断されます（労働基準法第38条第1項）。つまり、本業で8時間、副業で4時間働けば、合計12時間の労働とみなされ、法定時間外労働が発生します。

会社としても、「副業の勤務時間を知らない」では済まされず、社員が提出する申告書の内容を確認し、勤務時間の把握に努める責任があります。

第3 ではどうすべきか？

1 副業・兼業規程の整備

最も重要なのはルール策定です。許可（届出）申請の手續、副業の範囲、禁止業務、情報管理ルール、懲戒事由等を具体的に定める必要があります。「副業・

兼業の促進に関するガイドライン」においても、原則副業・兼業を認める形でのモデル就業規則が紹介されていますが、実際の業務内容を把握し、競合関係やリスクの有無を審査できる仕組みを作ることが肝心です。

2 ルール運用の実効性確保

申請を受けた場合、形式的に承認するのではなく、勤務実態を確認し、労働時間・健康管理の両面から判断すべきです。例えば、本業の残業時間が多い社員に夜間の副業を許せば、過重労働による労災リスクが高まります。経営者には、社員の健康を守る安全配慮義務があることを忘れてはなりません。疲労が原因で事故が起きた場合、会社が責任を問われる可能性もあります。

3 情報セキュリティ体制の強化

リモートワークやクラウド利用が進む中、副業先とのデータ持ち出しや機密情報の混在は起こりやすくなっています。業務用デバイスと私用端末を分ける、VPN接続を義務付ける、クラウドストレージのアクセス権限を限定する等、技術的対策を講じることが欠かせません。加えて、副業許可時に秘密保持誓約書（NDA）を再度締結することで、社員の意識を高める効果もあります。

第4 終わりに

副業・兼業を認めることで、社員が外部で得たスキルや人脈を本業に還元できる可能性があります。例えば、デジタルマーケティングを副業で学んだ社員が、自社の広報活動に貢献するケースも珍しくありません。重要なのは、会社が「副業を管理できる状態」にしておくことです。ガバナンスを整えることで、リスクを最小化しつつ、副業のメリットを最大限に活かすことができます。

多様な働き方を認めながらも、企業としての一貫性と公平性を保つためには、法的根拠と運用の両立が不可欠です。この辺りは労働法分野の法的知識も必要になりますが、例えばルール策定の段階からお手伝いできることはあるかと思いますので、必要に応じて、弁護士にも相談されてみてください。

【講師プロフィール】

周 将煥 弁護士

アルファパートナーズ法律事務所

〒100-0006

東京都千代田区有楽町 1-7-1

有楽町電気ビルディング北館 12 階

TEL：03-6212-6200 FAX：03-6212-6660

帝国データバンク調査で判明

「モームリ」への家宅捜索で注目される退職代行サービス業界

10月22日、「退職代行モームリ」を運営する（株）アルバトロス（東京都品川区）の本社に弁護士法違反容疑で警視庁が家宅捜索に入った。アルバトロスは2022年2月に設立され、退職の意思を本人に代わって会社に伝える退職代行サービスを一躍有名にした。会社が公表した新卒利用者データ（24年3月～25年6月）によると、職種別では「販売」（208名）、「営業」（162名）、「医療・看護師・薬剤師」「事務関連」（各81名）、「保育士・教員・講師」（74名）などで利用者が多く、「累計4万件以上の退職を確定させた実績とノウハウがあります」としていた。

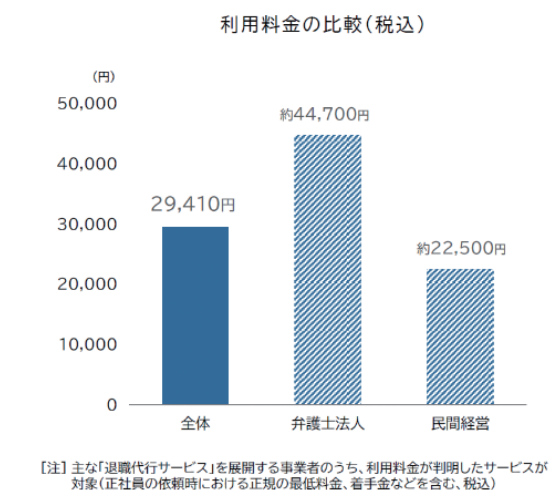
そうしたなか、帝国データバンクが「退職代行サービス」を展開する事業者について調査したところ、全国に少なくとも52法人あることが分かった。このうち、31法人（構成比59.6%）が株式会社など民間経営で、法律を専門とする弁護士法人による運営は18法人（同34.6%）あった。人手不足で転職がしやすくなったことに加え、職

場でのトラブル回避や退職までの期間短縮などで退職代行ニーズが高まっていることを背景に、退職代行サービス市場への参入が近年増加している。

設立年をみると、52法人のうち39法人（同75.0%）が「10年以内」で、そのうち17法人（同32.7%）が「5年以内」と業歴の浅い事業者が目立った。なお、最も設立数が多かった年は2018年・19年・21年（各6法人）。

利用料金でみると、各社の最低料金（着手金など含む、正社員向け、税込）の平均は2万9,410円となった。このうち、弁護士法人による料金は約4万4,700円、民間経営による料金は約2万2,500円で2倍の差があった。料金設定は、退職意向を電話にて伝達するだけの簡素なサービスから、退職代行の使用有無をアドバイスするコンシェルジュサービス、有給休暇の取得交渉や貸与品の返却など付帯サービスをオプションで設定するケースなど様々だ。

民間経営の代行サービスの多くは弁護士による監修があるものの、従前より東京弁護士会などから弁護士法が禁じる斡旋の非行行為にあたるとして注意喚起がなされており、近時は事業撤退する法人もみられるようになっていた。こうしたなか、退職代行業務の「グレーゾーン」に改めて焦点があてられ、民間企業の参入で急成長が続いた同サービスの先行きに黄信号が灯る形となった。ただ、退職代行サービスはトラブルを回避したい労働者から一定のニーズがあり、有用なサービスといえる。「退職代行ビジネス」のあり方について再考が必要な時期を迎えている。



強い子に育て、丙午生まれ

2026年は「午（うま）年」。難しくいえば「丙午（ひのえうま）」の年である。甲・乙・丙…の十干（じっかん）と子・丑（うし）・寅（とら）…の十二支を組み合わせた「十干十二支」だが、10と12の最小公倍数は60。そのため、丙午は60年に一度やってくる。

なぜ世間はこの年を注目するのか。「丙午の年に生まれた『女性』は気性が激しく、夫の寿命を縮める」とか。いや、これはセクハラではなく、昔からの迷信のひとつなのだ。そのため「もし、女の子が生まれたら…」という心配から「生み控え」が起こる。前回の丙午、1966年の出生率は前年より25%ほど下がったというデータがあるほどだ。

子どもを持ちたいと願っているお二人さん。まさか、いまだこんな迷信を信じないでしょうね。少子化問題は国是として取り組まねばならない問題なのです。午年生まれは、火の性質を持って、エネルギーギッシュで行動力がある。おまけに、男女問わず、

周囲に強い印象を与える…と、手元の資料に書いてある。強くて良い子に育つようだ。

「夫の寿命を縮めるくらいだから、周囲に強い印象を与える」だって？ それは言わないお約束！



【筆者紹介】

藤木 順平（ふじき じゅんぺい）

フリーランスライター。日本笑い学会会員。

編集後記

カレンダーが残り一枚になると、「今年こそやりたかったことリスト」が頭をよぎります。

達成できたこともあれば、思い通りにいかなかったこともあります。振り返ってみると、どれも貴重な経験だったなと感じます。

今年一年、取材や取組を通して多くの方々にお会いできたことは、私にとって大きな学びと励みになりました。

「忙しい」と書いて“心を亡くす”と読む師走ですが、最後の一カ月、心のこもった活動を意識してまいります。

皆さまのお話や笑顔に触れることで、心が温かく

満たされる瞬間もたくさんありました。

1年間、本当にありがとうございました！

わたくしの担当は「食いしん坊手帖」のコーナーですが、来年も、誌面を通して皆さまに喜んでいただける情報をお届けできるよう、一歩ずつ丁寧に取り組んでまいります。

残りわずかな 2025 年、皆さまにとって笑顔と実りにあふれる時間でありますように！

来年もまた、よろしくお願いいたします。

どうか、良いお年をお迎えください！

広報委員 奥山 良之



創業100年葬儀と供花で信頼と実績
http://www.hakuzen.co.jp

最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくらか心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい？
- ・寺院（宗教者）に渡すお布施の金額は？
- ・火葬だけ行うことはできるのか？
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか？
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが？
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが？
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか？
- ・区民葬でお願いできますか？ 区民葬とはどんな葬儀？

博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F

☎:03(5283)8700 FAX:03(5283)8701

ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります
生花・花環（慶弔とも）を全国即日配達できます



法人会からのご案内

企業・商品などのPRに活かしませんか？
会員企業の広告大募集



公益社団法人 神田法人会

広報誌に企業・商品等の広告を掲載！

掲載ページ	1回の掲載料 (会員価格/未加入法人価格)	サイズ・色
※裏表紙	110,000円(税込)/132,000円(税込)	A4サイズ・カラー
裏表紙裏面	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
記事中	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
	55,000円(税込)/66,000円(税込)	A4サイズ・カラー

- ・版下からご希望の場合は別途賜ります。
- ・年間契約の場合掲載料が1回分割引になります。但し表紙裏広告は対象外です。

御社のチラシを広報誌に同封し配布！

	会 員 価 格	未加入法人価格
1回分	70,000円(税込)	90,000円(税込)
3回分	189,000円(税込)	243,000円(税込)
6回分	336,000円(税込)	432,000円(税込)
12回分	504,000円(税込)	648,000円(税込)

- ・料金は、A4用紙1枚10g迄の印刷物を前提とした基本料金です。それ以外はお問い合わせ下さい。
- ・同封サービスは会員を対象に芝法人会、麻布法人会の会員企業にも配布することができます。各会料金体系等が異なりますのでご希望の際はお問い合わせください。

当会ホームページにバナーを掲載し御社をPR！

トップ頁と協賛企業一覧頁	13,200円(税込)
--------------	-------------

- ・バナー制作をご希望の場合は別途賜ります。
- ・バナー掲載は会員法人のみご利用できます。
- ・掲載期間は1月を起算として1年となります。

◎毎月発行・毎月会員企業へ送付。

お申し込み、お問い合わせにつきましては当会事務局
(☎3294-2531) 広報係までお願い致します。

※参考……この枠の広告料は1回 33,000円(税込)です。

KOSANは、お客様の計画的な納税の準備のお手伝いをします



納税専用定期積金

KOSAN

“そなえ”

定期積金の
店頭表示金利

+0.05%

上乗せ

ご利用
いただける方

法人・個人事業主

※当金庫に納税準備預金をお持ちの、法人・個人事業主の方
※本定期積金と同時に納税準備預金をご契約いただける方



利率

店頭表示金利+0.05%



お積立金額

10,000円以上（1,000円単位）



ご契約期間

6か月以上2年以内



お積立方法

同一のご名義の普通預金または当座預金より口座振替

本店
神保町支店
秋葉原支店
飯田橋支店
市ヶ谷支店

千代田区神田紺屋町 41
千代田区神田神保町 1-40
千代田区外神田 4-9-8
千代田区飯田橋 1-7-10
千代田区五番町 5

☎3254-3335
☎3293-4951
☎3253-6851
☎3264-4031
☎3234-3211

詳しくは、お近くの店舗までお気軽にお問合せ下さい。



未来へ、今日も明日も。

興産信用金庫

Ⓛ/C 「5-785」

法人ななま

十二月号（第五九八号通巻八〇八号）
令和七年十二月一日発行（毎月一回一日発行）

定価一六五円（税込）

法人会

消費税期限内納付

推進運動

発行所 公益社団法人 神田法人会

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13
TEL.03-3294-2531 FAX.03-3294-2500
<https://kanda-hojinkai.com/>

発行人 藤井隆太

編集人 田中良一